# 安芸太田町長 橋 本 博 明 様

安芸太田町特別職報酬等審議会 会長 藤 本 忠 則

安芸太田町特別職の報酬等の額について(答申)

令和3年7月26日付けで諮問のありました議会の議員の議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の額について、慎重に審議した結果、次の結論に達したので、ここに答申します。

# 1 議会議員の議員報酬の額について

# (1) 議員報酬の額

区分	現行(月額)	答申 (月額)	改定額
議長	269,000円	269,000円	据置き
副議長	219,000円	219,000円	据置き
常任委員長	205,000円	205,000 円	据置き
議会運営委員長	200,000円	205,000 円	5,000円
議員	200,000円	200,000円	据置き

議会運営委員長については、議員報酬条例に議会運営委員長の規定を設けて、 常任委員長の額と同額とすることが適当である。

# (2) 改定時期

議会運営委員長の議員報酬の額の改定は、できる限り速やかに実施することが適当である。

# 2 町長、副町長及び教育長の給料の額について

区分	現行(月額)	答申 (月額)	改定額
町長	695,000円	695,000円	据置き
副町長	594,000円	594,000円	据置き
教育長	557,000円	557,000円	据置き

# 3 期末手当年間支給月数について

# (1) 期末手当年間支給月数

区分	現行 (年間支給月数)	答申 (年間支給月数)	改定月数
議会議員	3.05 月	3.20 月	0.15月
町長、副町長及び教育長	2.90 月	3.20月	0.30月

# (2) 改定時期

令和4年4月1日

#### 審議経過等

#### 1 はじめに

令和3年7月26日に町長から本審議会に対し、安芸太田町特別職の報酬等の額について諮問書が提出された。

諮問内容は、平成 19 年の審議会以降、審議を行っていない実情から、本町を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、町民の理解が得られるものとするために、安芸太田町議会議員の議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料並びに期末手当年間支給月数等のあるべき水準について、本審議会へ意見を求められたものである。

#### 2 審議経過

今回の審議については、平成19年の審議会以降、審議を行っていないことから、 当時から現在までの人事院勧告の内容、当町の財政状況、町民感情等を考慮しつつ、 また、県内団体の期末手当年間支給月数の改定状況等を参考にし、様々な角度から、 各委員がそれぞれ町民各層の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎 重に審議を行った。

#### 【審議会の開催状況】

第1回審議会 令和3年7月26日

第 2 回審議会 令和 3 年 9 月 21 日

第3回審議会 令和3年11月8日

#### 3 項目ごとの検討

(1) 議会議員の議員報酬の額について

議会議員の議員報酬の額については、県内で最も低く、全国的にも低い水準となっている。

一方で、議員定数については、議会においてこれまで平成 21 年に 18 から 16 に、平成 25 年に 16 から 12 に削減するという自ら身を削る改革を実践されているが、この間、議員報酬の引上げを一度も行っていない状況である。議員一人ひとりに求められる役割、責任は大きくなっており、それに見合う議員報酬の額とすることは考えていく必要がある。

また、安芸太田町議会改革調査特別委員会による報告書にも触れられているように、議員のなり手不足が深刻となる中、議員報酬については、人材を確保し、議員活動を保障する十分な額とする必要があることから、引上げの検討は妥当と考えられるところではある。

以上のことから、議員報酬の額を引き上げる必要性は認められるところであるが、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きが見通せない社

会経済情勢となっており、町民は平常時とは異なる新たな生活様式を余儀なくされ、これまでに経験したことがない不安を抱えながら生活をしており、また、町税収入の落ち込みや地域経済の停滞も懸念される状況を踏まえると、現時点において議員報酬の額を引き上げることについて町民の理解を得ることは困難であり、議員報酬の額を引き上げる適切な時期ではないと判断する。

したがって、今回は据置きとして改定を見送り、新型コロナウイルス感染症 収束後の議会議員の改選期までを目途にあらためて審議会を開催し、その時点 で引上げの審議をすることが適当であるという結論に至ったものである。

なお、議会運営委員長の報酬の額については、現行の議員報酬条例に議会運営委員長の規定がないため、同職については議員の報酬額を支給している。他団体では、職責が常任委員長と同等であるとして、常任委員長と同額の規定を設けている。本町においても、状況は同様であることから、議会運営委員長の規定を常任委員長と同額で整備することが適当であると考える。本件の改定時期については、できる限り速やかに実施することが適当であると考える。

## (2) 町長、副町長及び教育長の給料の額について

町長、副町長及び教育長の給料の額については、県内で最低の水準であるが、 議員報酬と同様、新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きが見通せない社会経済情勢となっており、現時点において給料の額を引き上げることについて町民の理解を得ることは困難であり、給料の額を引き上げる適切な時期ではないと判断する。

したがって、今回は据置きとして改定を見送り、あらためて審議会を開催し、 その時点であるべき水準を検討することが適当であるという結論に至ったもの である。

## (3) 期末手当年間支給月数について

期末手当年間支給月数については、類似団体あるいは県内の状況に比して低位であり、均衡を図る観点からも引上げが適当であると考える。

令和3年の人事院勧告によると、一般職のボーナス全体の支給月数は4.30月となる。他団体の状況や国家公務員の特別職の状況を踏まえると、期末手当年間支給月数は3.20月とすることが適当であると考える。

また、期末手当年間支給月数の設定は、多くの団体が、議会議員と町長等で 異なる設定とせず、特別職は一律同じ月数としているところである。本町にお いても、合併時は同じ月数であったことを踏まえると、同一の月数とすること が適当であると考える。

改定の時期について、令和3年度においては現行月数を据え置き、答申内容 は令和4年度から実施することが適当であると考える。

# (4) 期末手当の取扱いについて

期末手当の取扱いについては、適時に社会経済状況を反映させる観点からも、 審議会の諮問は要さず、人事院勧告に基づく国の取扱いに準じて、随時改定を 行うことが適当であると考える。

改定に当たっては、人事院勧告のボーナス全体の勧告月数を参考とする対応 に改めることが適当であると考える。

## 4 付帯意見

審議会における議論の中で、次のとおり、意見・要望等があったことを付言する。

- 新型コロナウイルス感染症が、町民生活に与えた影響を無視することはできない。
- ・ 議員定数について、本町と類似する点が多い県内の市町村合併の歴史を持つ団体(北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町)においては、直近の改選で削減を行われている。議員報酬を審議する上で関連のある議員定数については、他団体の状況等を踏まえ、議会の権能を維持できる定数を自らよく検証・議論していただきたい。
- ・ 今回、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて改定の答申を見送った報酬等の額については、新型コロナウイルス感染症収束後の議会議員の改選期までを 目途に、あらためて審議会で審議することを望むものである。
- ・ 人事院勧告が、一定の社会情勢や経済状況を勘案し勧告されていることを考えると、定期的に審議会を開催すべきである。

なお、上記審議会以降の定期的な開催の頻度については、町長や議員の任期中 に1回開催すると考えれば、概ね4年毎に開催することが望ましい。

・ 議会議員の議員報酬の額は据置きの答申であるが、安芸太田町議会改革調査特別委員会による議員報酬額の引上げ案について、議論の中で出た意見は次のとおりであった。

引上げ案は、町長の職務日数に対する一般議員の活動日数の比率をもって、町長、副町長及び教育長の平均給料から議員報酬額を算出したもので、一般議員の議員報酬の額を 252,000 円とするものであるが、令和 2 年の全国の町村平均が 216,162 円という状況であり、新型コロナウイルス感染症の影響や本町の財政状況を考慮すると、現時点では参考とする水準は、後者とせざるを得ないと考える。

#### 5 おわりに

新型コロナウイルス感染症の新規感染者は、全国的に減少傾向になっているものの、コロナ禍の影響を受けておられる方がたくさんおられ、先行きが見えない状況が今もなお続いている。今後、第6波が来る可能性もあり、まだ予断を許さない状況である。また、本町の経済状況についても不透明な状況であり、日々の生活に混乱が見られ、大きな不安を抱えている。

そうした中で、議員は町民の代表として、また、町長等は町政運営の責任者として、町民とともに痛みを分かち合い、この難局を乗り越えていくことを期待するところである。

審議内容に記したとおり、今回の審議においては、今後の本町の経済状況の見通 しが捉えづらい状況において、具体的な対応を踏まえた結論を導くことは、非常に 難しいものであった。

特別職においては、今回の議論を踏まえて町民の気持ちに寄り添うとともに、具体的な行動において示すことにより、町民の納得を得るように努めるべきである。

最後に、議員並びに町長、副町長及び教育長に対し、今後の安芸太田町の発展と 町民福祉向上のためになお一層のご尽力を期待する。

## 安芸太田町特別職報酬等審議会 委員名簿

氏名	団体等	備考
藤本 忠則	太田川森林組合 代表理事組合長	会長
髙山 靖子	安芸太田町女性連合会 会長	職務代理者
山本 和宏	戸河内郵便局 局長	
富樫 辰二	公益社団法人安芸太田町シルバー人材 センター 事務局長	
長尾隆	自治振興会連絡協議会 副会長	